

産業保健情報誌

東京さんぽ 21

特集 面接指導のチェックリストについて

No.28

平成18年1月

TOKYO SANPO

 独立行政法人 労働者健康福祉機構

東京産業保健推進センター

- **巻頭言** これからの産業保健に思うこと 東京産業保健推進センター所長 唐澤 祥人 1
- **特集** 面接指導のチェックリストについて 東京産業保健推進センター産業保健相談員 北條 稔 2
- 産業保健フォーラム IN TOKYO 2006 案内 12
- 医師による面接指導を義務化 改正労働安全衛生法等の概要 14
- 外部資源紹介シリーズ① 日本産業精神保健学会 18
 (社)日本精神保健福祉連盟常務理事 日本産業精神保健学会常任理事 大西 守
- **研修案内** 20
- 深夜業に従事する皆様へ 自発的健康診断受診支援助成金のご案内 24
- JOHAC の健康診断で安心できる海外赴任を / 編集後記 25

東京さんぽ NEWS

去る12月5日に当センターで産業保健日欧交流委員会を開催

去る12月5日、当センター研修室で「産業保健日欧交流会」が開催されました。

フィンランドと日本の産業保健スタッフが、国や文化の違いを超えて同じ志を持つ者同志、すばらしい交流がはかられました。



歓迎の挨拶をする当推進センターの唐澤 祥人 所長

贈呈

独立行政法人 労働者健康福祉機構 東京産業保健推進センターは、働く人々の心と身体健康確保を図るため、産業保健活動に携わる皆様を支援しております。

皆様の産業保健活動をより一層充実したものとするために、当推進センターでは、窓口相談・実地相談、研修、情報の提供、助成金の支給等の各種事業を行っております。

その中の情報提供の一環として、独自の産業保健情報誌「東

京さんぽ21」を定期的に発刊、配布しておりますが、この度最新号を発刊いたしましたので贈呈いたします。

関係者の皆様の産業保健活動の推進にご活用いただければ幸いに存じます。

なお、本誌ならびに当推進センターの事業運営等に御意見等があれば、FAX 又はメールにて賜ります。

是非多数の御意見を頂きたくよろしくお願い申し上げます。



東京産業保健推進センター所長

唐澤祥人

これからの産業保健に思うこと

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平成18年に入り、わが国の少子高齢社会もいよいよ本格化し、生活習慣病や心の病といった現代人の生活に根ざした疾病が増加する等、健康と医療をめぐる状況は新たな時代を迎えています。

このような中で、国は健康寿命の延伸を図るべく「健康日本21」を策定し、また東京都においても「東京都健康推進プラン21」等で、健康の保持増進を企図しております。健康であることを大切に、生涯にわたる健康生活の確保対策を充実しなければなりません。安心できる長寿社会とは、当然高齢期に豊かな価値ある人生を健康で維持できることにあります。

近年、職場において疲労や強いストレスを感じる労働者の割合が毎年増加傾向にあり、メンタルヘルスや過重労働対策などの健康確保への対策が求められております。昨年は、労働安全衛生法等の一部が改正され、本年4月1日から医師による面接指導等により過重労働・メンタルヘルス対策の充実を図ることが定

められ施行されることとなりました。本年度も東京産業保健推進センターは、産業保健の活性化を図る拠点として、産業医、保健師、衛生管理者等の産業保健スタッフへの支援を行い、都内18カ所に設置されている医師会が運営する「地域産業保健センター」が、より活発に産業保健活動を実施できるよう強力に支援する体制を整えていきたいと思っております。

また、産業保健の立場からも、国が進めるメンタルヘルス、過重労働、生活習慣病対策と一次予防・二次予防から介護予防への一連の保健対策の充実について、職場の健康管理を司る産業医としても検診結果の有効な施策を講じると共に、今まで以上に労働局、労働基準監督署を初めとする監督機関と連携して、事業者に対し啓発広報活動を行い、周辺から産業保健活動を応援することが重要であると強く感じます。

結びとなりますが、今年一年の皆様方のご健勝と各事業所の益々のご発展を祈念申し上げますとともに、なお一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

面接指導の チェックリストについて

東京産業保健推進センター 産業保健相談員 北條 稔

はじめに

わが国の経済発展にともない産業構造の変化、急速な技術革新やIT技術の普及により労働の態様が変化している。また、作業内容も高速化、高密度化されて、ますます緊張の持続が要求される業務が増えている。景気は緩やかに回復し仕事量は増加してきたが、長期に亘る不況で労働者の削減は進んでいて、以前より少人数で業務を消化する必要がある。過重労働や長時間労働に陥り易い職場環境にある。このことは厚生労働省の調査でも現れていて、時間外労働が100時間を超えている労働者のいる事業所割合は平成4年0.5%だったのに対して平成14年は1.6%に増加している。中央労働災害防止協会が12,000事業所を対象に行ったアンケート調査でも時間外

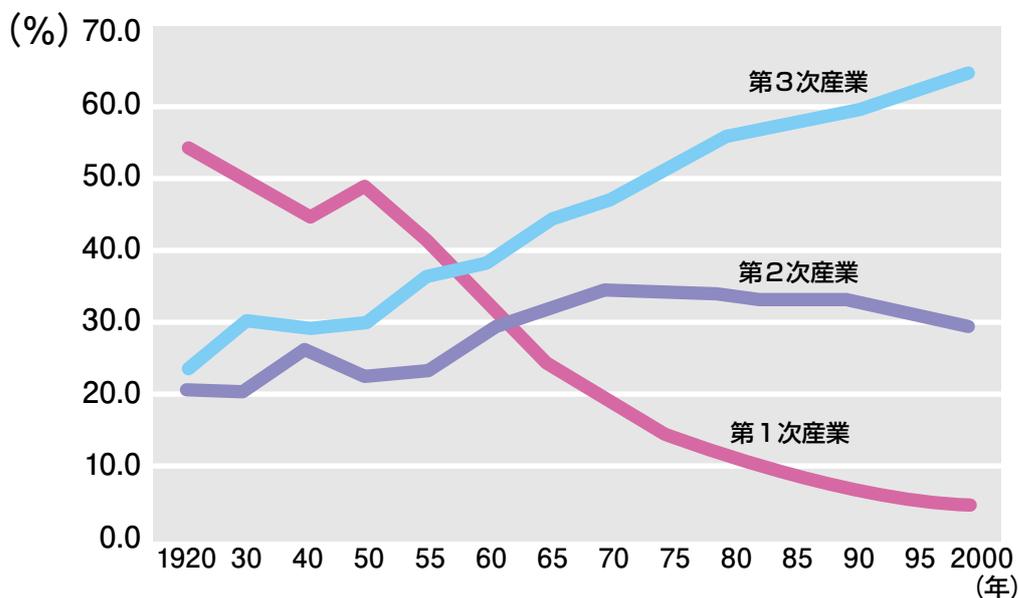
労働が45時間を超える労働者のいる事業場は約45%もあり、行政指導により長時間労働の改善を推進してきたにも拘らず、むしろ悪化の傾向にあると言っても過言ではない。特に小規模事業場では事業者や管理職も長時間労働は日常のことであり、残業は当たり前のこととなっていて、企業風土として労働時間短縮や年次有給休暇の取得は十分ではない。

<図1><図2>

近年、労働者の高齢化の進展や定期健診における生活習慣病関連の有所見率の上昇、ストレスを感じている労働者の増加により過重労働による脳・心疾患や精神障害等による労災認定件数は増加している。

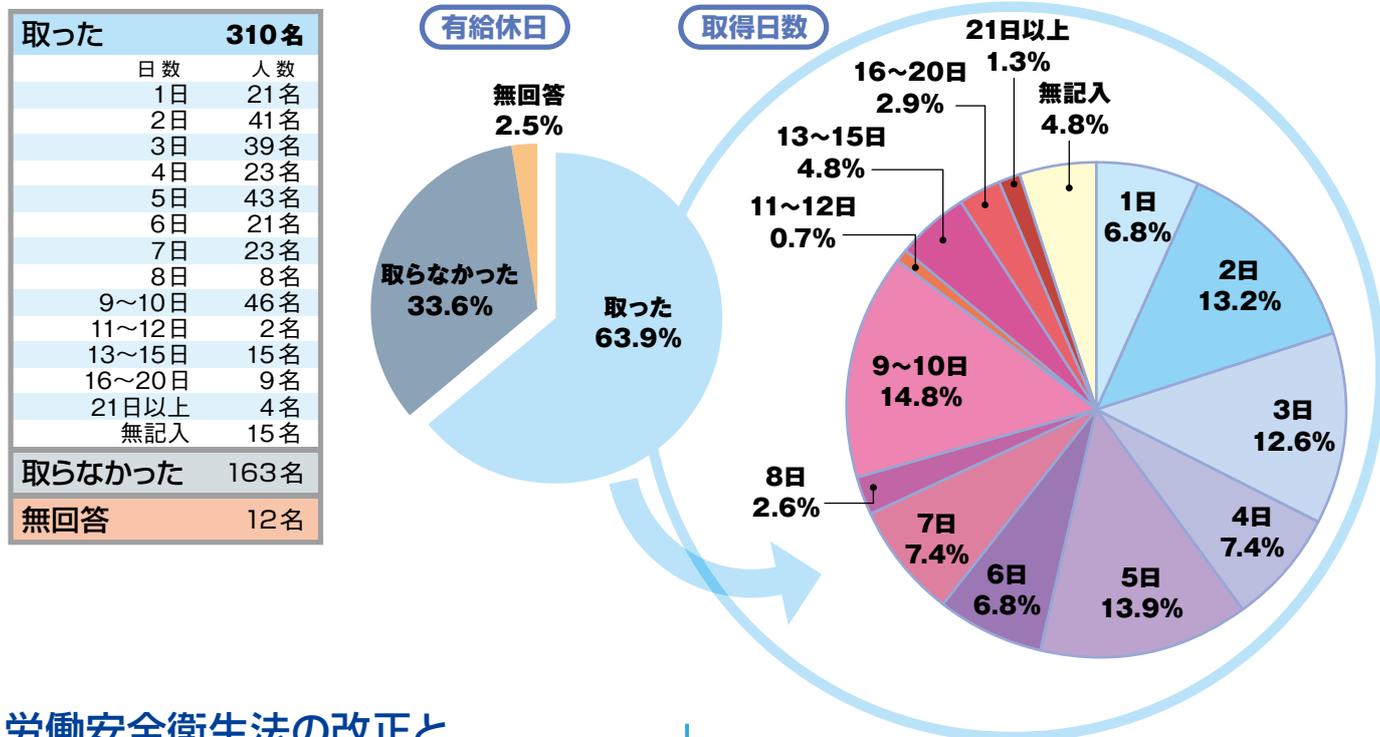
<図3> <図4>

<図1> 産業別就業人口の変化 (厚生労働白書)



<図2> 小規模事業所のアンケート調査より（製造業300社、管理職485名より）

Q. この1年間に有給休日を取りましたか。

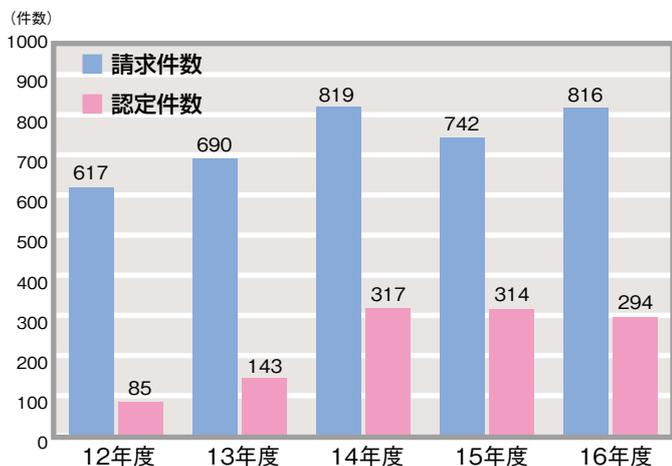


労働安全衛生法の改正と 医師による面接指導

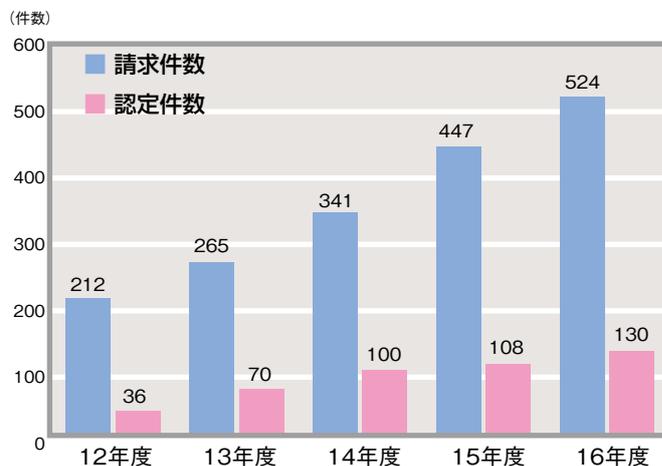
改正労働安全衛生法は第163回特別国会を平成17年10月26日に通過し、成立した。法律第108号として11月2日に公布され平成18年4月1日施行となる。労働者が50人未満の事業場では平成20年3月31日まで適用が猶予される。

労働安全衛生法第66条関係で定められている、事業者が労働者に行わなければならない義務として健康診断の実施（66条の1）、特殊健康診断の実施（66条の2）、健康診断結果の記録と保存（66条の3）、健康診断結果への医師等からの意見聴取（66条の4）、健康診断実施後の措置（66条の5）、健康診断結果の通知（66条の6）、

<図3> 脳・心疾患に係る労災請求・認定件数の推移



<図4> 精神障害等に係る労災請求・認定件数の推移



健康診断結果による保健指導の実施(66条の7)であったが、今回の改正法によって、医師による面接指導(66

条の8)、健康への配慮を要する労働者への措置(66条の9)が追加された。<表1>

<表1> 法令

改正労働安全衛生法 - 面接指導関係 -

労働安全衛生法等の一部を改正する法律のうち、面接指導に係る条文は、次のとおりです。

(面接指導等)

第66条の8 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。)を行わなければならない。

2 労働者は、前項の規定により事業者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りではない。

3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第1項及び前項ただし書の規定による面接指導の結果を記録しておかなければならない。

4 事業者は、第1項又は第2項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。

5 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

第66条の9 事業者は、前条第1項の規定により面接指導を行う労働者以外の労働者であつて健康への配慮が必要なものについては、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

長時間労働と過重労働による健康障害に配慮された改正であり、従来から行政指導として行われてきたところではあるが法律化されたことにより、健康障害、過労死、メンタルヘルス不調、自殺予防等についての効果が期待される。今回の労働安全衛生法の改正と同時に時短促進法(臨時措置法)が「労働時間等の設定の改善に関す

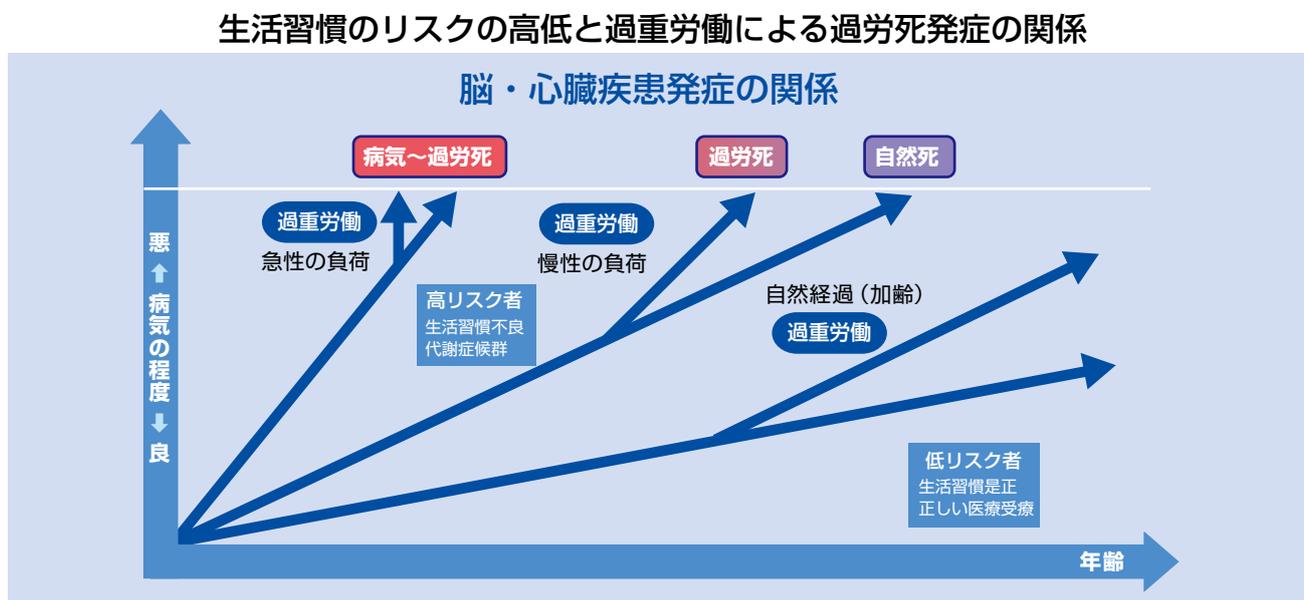
る特別措置法」へと改正され恒久的な法律となった。この法律は労働時間の適正管理(始業、終業時刻の設定)、休日を定めること、年次有給休暇の取得促進、時間外労働の削減等を推進する内容であり、労働安全衛生法による医師による面接指導と協調して過重労働による健康障害の防止に有用なものである。

面接指導とチェックリスト

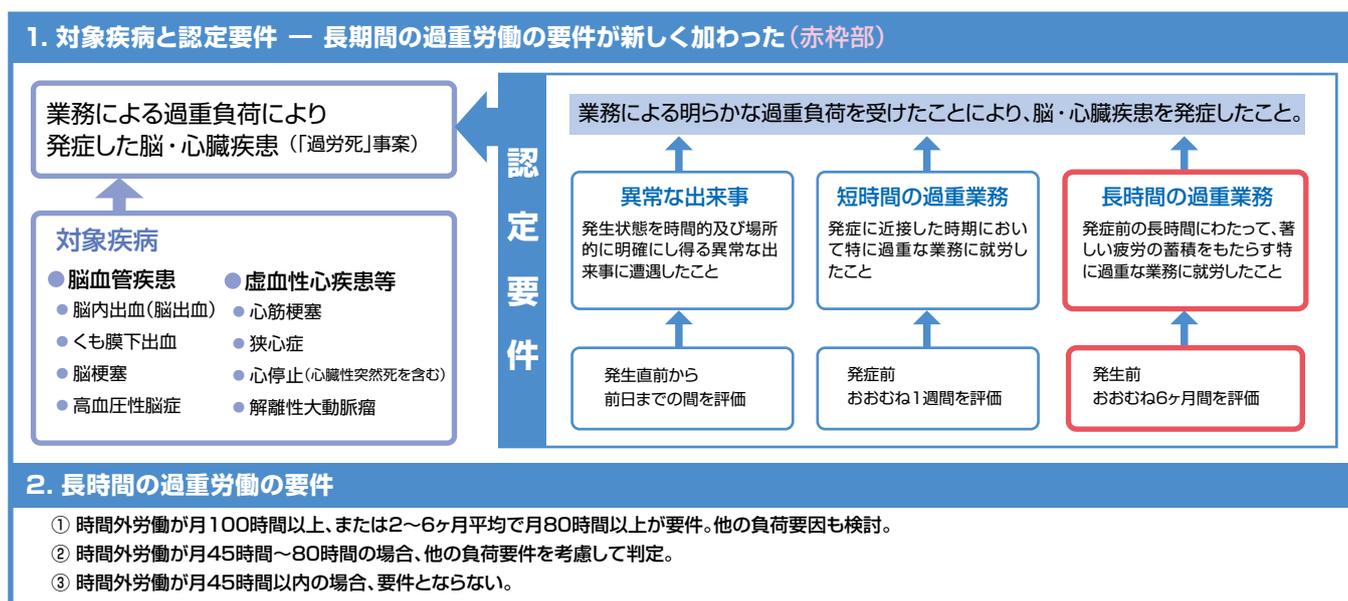
労働政策審議会建議（平成16年12月27日）による過重労働・メンタルヘルス対策の中で、現在の医学的知見によれば長時間の時間外労働など労働者に過重な労働をさせたことにより疲労が蓄積している場合には、脳・心疾患発症のリスクが高まるとされている。このことから、適正な労働時間管理と健康管理に加え長時間の労働により負荷がかかった労働者について健康の状況を把握して適切な措置を講じることが必要であると述べられている。

<図5>

<図5> 発症にいたる概念図



<図6> 新しい認定基準と対象疾病



面接指導の流れと手順

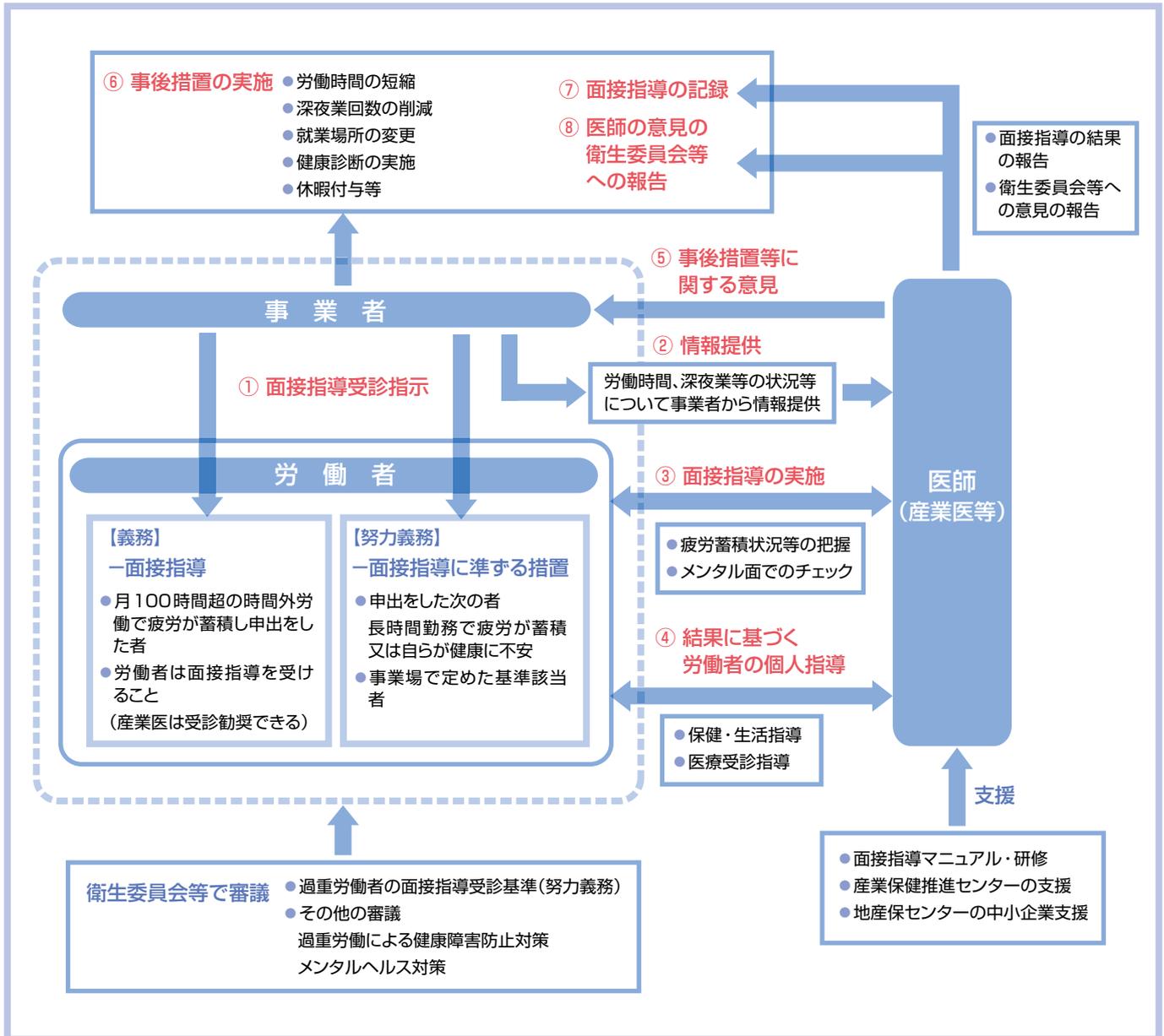
チェックリストには事業者、人事、労務担当者からの情報が含まれる。労働時間、労働日数、定期健康診断結果等の記入項目がある。

労働者本人からの情報としては業務の過重性、ストレス性について「疲労蓄積度自己診断チェックリスト」と「うつ病等の一次スクリーニング」を自己記入してもらう。「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリストの結果」の判定で4点以上、あるいは「うつ病等の一次スクリーニング」で「危険が高い」と判定された労働者については医師が直接質問してチェックする。ここでは紙面の都合上、チェック票の中から一部を例示する。

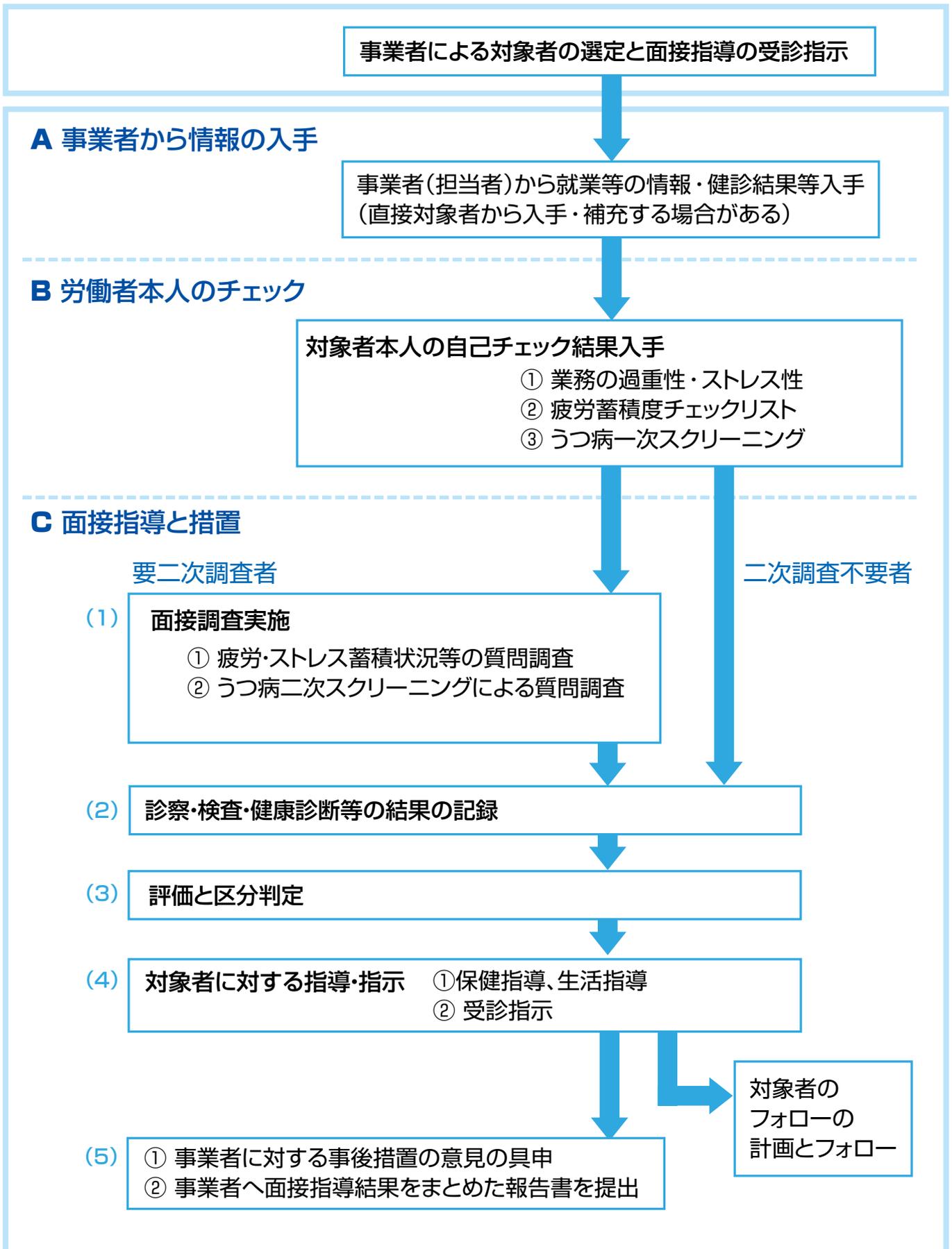
つ病等の一次スクリーニング」を自己記入してもらう。「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリストの結果」の判定で4点以上、あるいは「うつ病等の一次スクリーニング」で「危険が高い」と判定された労働者については医師が直接質問してチェックする。ここでは紙面の都合上、チェック票の中から一部を例示する。

<図7><図8><図9><図10><図11>

<図7> 面接指導の流れ



<図8> 医師による面接指導の手順と進め方



<図9> 事業者からの情報

長時間労働による健康障害防止のための 医師の面接指導

チェックリスト (試行版)

以下の情報は個人情報であり、プライバシーに十分配慮すること。

<input type="checkbox"/> 時間外労働 100 時間超の申し出者	面接指導日	平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 会社または事業場の基準該当者	面接医師	
<input type="checkbox"/> その他 () (いずれかにチェック)	医師の所属	

A 事業者 (人事・労務担当者) からの情報

1 氏名 性別 男 女 年齢 歳

2 所属部署 役職

3 情報源 事業者からの情報 本人からの聴取 (該当項目をチェック)

前 1 か月間について

平成 年 月 日 ~ 月 日

①労働時間等	総労働時間 (実績)	<input type="text"/>	時間/月
	時間外労働時間	<input type="text"/>	時間/月
	通勤時間 (片道)	<input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分	
②労働日数等	総労働日数 (実績)	<input type="text"/>	日/月
	所定休日数	<input type="text"/>	日/月
	有給休暇取得日数	<input type="text"/>	日/月
	欠勤日数	<input type="text"/>	日/月

③業務内容 (責任性などを含む)

<図 10> 本人からの情報

B 本人からの情報

(あらかじめ別紙①の面接指導自己チェック票に記入したもののまとめ)

1 業務の過重性・ストレス性

(該当する項目：面接指導自己チェック票 1 の「そうだ」、「まあそうだ」の該当項目をチェック)

- 長時間労働 不規則勤務 拘束時間 出張 (国内 海外)
 交替制勤務 深夜勤務 作業環境 (温度 騒音)
 精神的緊張性 (危険度大 過大ノルマ 短い達成期限 トラブル・紛争処理
 支援なし 困難な新規・立直し業務)

2 労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリストの結果

(面接指導自己チェック票 2 に記入の点数、該当項目をチェック)

- 自覚症状の評価 点 I II III IV
 勤務の状況評価 点 A B C D
-
- 総合判断の判定 点

3 うつ病等の一次スクリーニング

(面接指導自己チェック票 3 の該当項目をチェック)

- 危険性 低い 高い (調査票 5 項目中 2 つ以上「はい」のある人)

<図 11> 医師による面接指導及び事業者への意見の具申

C 医師による面接調査・指導および事業者への意見の具申

1 疲労・ストレス蓄積状況票の質問調査と採点

「B2 労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリストの結果」の判定で4点以上、あるいは「B3 うつ病等の一次スクリーニング」で「危険性が高い」と判定された労働者に対しては、次の全ての項目について直接質問し、チェックする（医師が必要と認めた場合、上記以外の労働者について実施してもよい）。

(1) 仕事の負担度

	そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう
1 非常にたくさんの仕事をしなければならない	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> ④
2 時間内に仕事が処理しきれない	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> ④
3 一生懸命働かなければならない	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> ④
4 かなり注意を集中する必要がある	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> ④
5 高度の知識や技術が必要な難しい仕事だ	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> ④
6 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> ④
7 からだを大変よく使う仕事だ	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> ④

(2) 仕事のコントロール度

	そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう
1 自分のペースで仕事ができる	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> ④
2 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> ④
3 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> ④

(3) 職場の支援度

	非常に	かなり	多少	全くない
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか				
1 上司	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> ④
2 職場の同僚	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> ④
あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか				
3 上司	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> ④
4 職場の同僚	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> ④
あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらい聞いてくれますか				
5 上司	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> ④
6 職場の同僚	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> ④

採点

(1) 仕事の負担度	①、② が	個 男 6 個以上、女 5 個以上でチェック	<input type="checkbox"/>
(2) 仕事のコントロール度	③、④ が	個 2 個以上でチェック	<input type="checkbox"/>
(3) 職場の支援度	③、④ が	個 5 個以上でチェック	<input type="checkbox"/>

※要チェック項目の内容について指導・対策確立が必要です。

おわりに

わが国の多くの事業場で長時間労働、過重労働が存在するという実態がある。日本人の勤勉は美德として世界から賞賛されてきた。刻苦勉励、不眠不休の頑張りは賞賛の言葉である。働き過ぎは美談として語られても、非難はされない企業風土が伝統的にあった。長時間労働が健康障害を惹起するとする観点から法整備が行われ、種々啓発が行われるようになったのは比較的新しいことである。その背景としては、労働者の高齢化、作業態様の変革にある。長時間労働から過重労働に陥りやすく、健康障害に繋がる労働集団として、管理職、みなし労働時間が採用される裁量労働制従事者、深夜業を含めた交替制勤務者等が上げられる。過重労働による健康障害には労働者の個人的素因、生活習慣、基礎疾患などの個人差を考慮する必要がある。「長時間労働による健康障害防止のための総合対策」（平成14年2月）では労働時間と健康障害発症の関係が示された。「第10次労働災害防止計画」（平成15年～平成19年）の中でも過重労働によ

る健康障害、職場のストレスによるメンタルヘルス不調の防止は重要な計画目標の一つとして取り上げられている。労働時間以外の予防対策も極めて重要であり各種健康診断の励行、事後措置、基礎疾患の管理、作業環境による増悪防止、作業関連疾患の発症防止、さらには交替制勤務者、海外勤務者等への配慮も必要である。産業構造の変化、作業態様の変革にともなって法律の改正も行われ、産業医の担う職務は益々重要になってくる。こころの健康問題も含めて産業医としての研鑽を重ねて今後の産業医活動に取り組んでいただきたい。

参考資料

実践産業医活動テキスト(1) 過重労働対策-暫定版-
(財) 産業医学振興財団

長時間労働による健康障害防止のための
医師の面接指導マニュアル(案)
(財) 産業医学振興財団

事業場における過重労働による健康障害防止対策のための
具体的方策に関する研究
平成16年度 研究報告書 主任研究者 産業医科大学 堀江 正知

産業保健フォーラム IN TOKYO 2006

健康文化の形成をめざしてⅡ

日時 平成18年2月8日(水) 開場:午前9時30分

場所 九段会館

内容

講演

- 10:00 ● 開演 (リラクゼーション映像放映)
- 10:15 ● 主催者挨拶
- 10:30 ● 健康観の原点 — 養生訓を今に活かす —
北里大学名誉教授 立川 昭二
- 13:00 ● 健康経営のすすめ
大阪ガス(株)健康開発センター統括産業医 岡田 邦夫
- 13:50 ● リフレッシュ体操 東京健康保持増進機関連絡協議会
- 14:05 ● 職場でストレス解消
日本アイ・ピー・エム(株)産業医 金子 多香子
- 15:05 ● 生活習慣病に対する運動療法
慶應義塾大学病院スポーツクリニック・内科医師 石田 浩之

セミナー

- 13:00 ● 最近の職域における定期健康診断の有所見率
岐阜大学医学部看護学科教授 牧野 茂徳
- 14:05 ● 我社のメンタルヘルスマネジメント活動
国分(株)人事部副部長 小木曾 泰治
- 15:05 ● 働きざかりの男性の更年期、女性の更年期
白河クリニック院長 越川 法子

催物

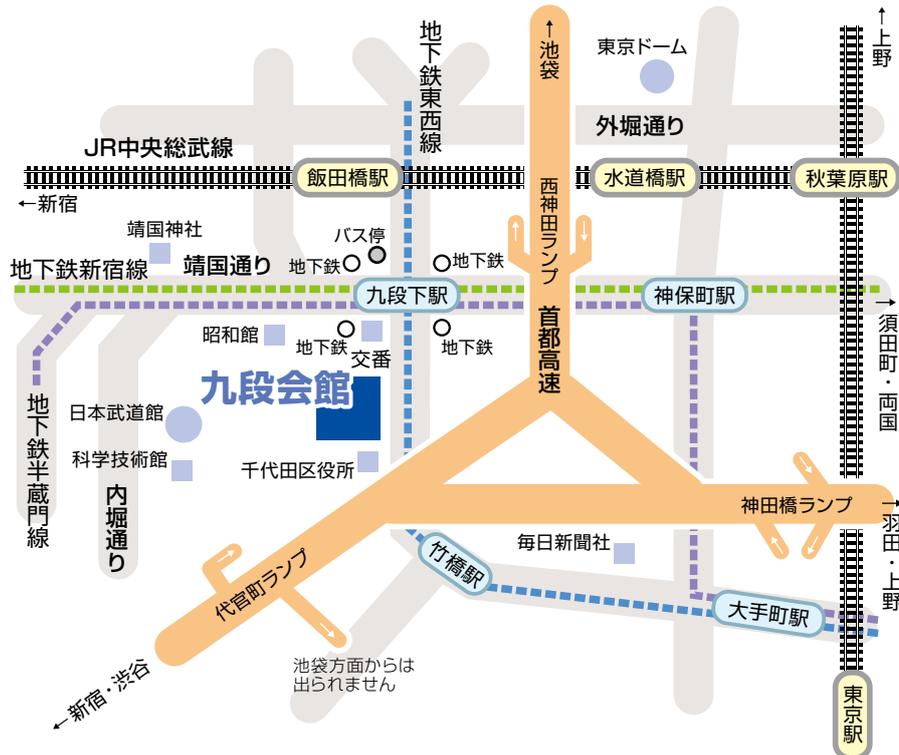
- THP体験コーナー (体力測定、体脂肪測定、骨密度測定、健康相談)
- 歯科相談・歯磨き体験コーナー
- 労働衛生関係機器・用品展示コーナー

主催: 東京労働局
社団法人 東京労働基準協会連合会
関東ブロック産業保健推進センター

協賛: 東京都産業保健健康診断機関連絡協議会
東京健康保持増進機関連絡協議会
他関係団体

参加費無料

会場案内



九段会館

〒102-0074
 東京都千代田区九段南1-6-5
 電話: 03-3261-5521

交通ご案内

- JR東京駅から(車) 約5分
- JR上野駅から(車) 約13分
- JR飯田橋駅から徒歩約10分
- 地下鉄東西線・新宿線・半蔵門線
九段下駅から徒歩1分

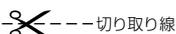
※なお、当日は駐車場が使用できなくなっておりますので、自家用車でのご来場はご遠慮下さい。

申込先

**労働者健康福祉機構
 東京産業保健推進センター**
 〒100-0011
 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル3F
 電話: 03-3519-2110
 ファックス: 03-3519-2114

**社団法人
 東京労働基準協会連合会**
 〒102-0084
 東京都千代田区二番町9-8
 電話: 03-3556-1921
 ファックス: 03-3556-1923

申し込みはファックスまたは郵送でお願いします。



産業保健フォーラム IN TOKYO 2006 申込書

なお、当日には、この申込書(写しでも結構です)を受付で提出して下さい。

事業場名		
所在地		
電話	(-)	
出席者 職氏名	(部課・職名)	

※ご記入いただいた個人情報につきましては、お申し込みいただいた本大会の的確な実施のために使用するもので、これ以外使用しません。

医師による面接指導を義務化 改正労働安全衛生法等の概要

I 平成17年10月26日、第163回特別国会に於いて「労働安全衛生法等の一部を改正する法律」（法律第108号）が可決成立し、平成18年4月1日（一部例外）から施行されることとなりました。

この法律内容は、

労働安全衛生法
労働者災害補償保険法
労働保険の保険料の徴収等に関する法律
労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法

の4法律の一部改正を内容としています。

改正の背景には、①企業間競争の激化、働き方の多様化が進む中で、自主的な安全衛生活動の不足に伴う大規模工場等での重大災害の多発、②業務が集中する層の長時間労働に伴う健康障害の増加や、子育て世代の生活時間の確保の困難化、③移動に際しての保護の拡充が必要な単身赴任者、複数就業者の増加等、労働者の生命や生活に関わる問題が深刻化したことがあげられます。改正の概要は次のとおりです。

一．労働安全衛生法の一部改正関係

- 1 事業者は、建設物、設備、作業等の危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるように努めなければならないこと等とした。（第28条の2関係）
- 2 製造業等の事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整その他必要な措置を講じなければならないこと等とした。（第30条の2関係）
- 3 化学物質等を製造し、又は取り扱う設備で政令で定

めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について労働災害を防止するための措置を講じなければならないこととした。（第31条の2関係）

- 4 危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して容器又は包装に名称等を表示しなければならない物に追加するとともに、容器又は包装に表示しなければならないものとして、当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるものを追加すること等とした。（第57条関係）
- 5 特殊健康診断を受けた労働者に対するその結果の通知について、一般健康診断の結果の通知と同様にこれを行わなければならないこととした。（第66条の6関係）
- 6 面接指導等
 - (一) 事業者は、その労働時間の状況等が厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、医師による面接指導を行わなければならないこと等とした。（第66条の8関係）
 - (二) 事業者は(一)の面接指導を行う労働者以外の労働者で健康への配慮が必要なものについて、必要な措置を講ずるように努めなければならないこととした。（第66条の9関係）（以下省略）

二．労働者災害補償保険法の一部改正関係

就業の場所から他の場所への移動及び住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）を通勤災害保護制度における通勤に含めることとした。（第7条第2項及び第3項関係）

労働時間に着目した健康確保対策の創設

- ① 面接指導制度の創設
- ② 衛生委員会等の機能強化

健康障害のリスク

高

100 時間

80 時間

徐々に高まる

45 時間

低

面接指導制度の創設

面接指導【義務】

時間外労働が月100時間を超え、疲労の蓄積が認められる者（申出により実施）

必要な措置【努力義務】

- ① 長時間労働（月80時間超の時間外労働を想定）により疲労の蓄積が認められ又は労働者自身が健康に不安を感じた者（申出により実施）
- ② 事業場で定めた基準に該当する者

- ① 申出手続きの整備（申出様式、申出窓口の設定等）
- ② 労働者に対する実施体制の周知等について事業者を指導

- ① 衛生委員会等での審議を行い、基準を定めること
- ② 月45時間超の時間外労働を行った者を対象に含めることを推奨

労働基準監督官等による指導

衛生委員会等の機能強化

過重労働対策・メンタルヘルス対策を衛生委員会等の調査審議事項に追加

「② 事業場で定めた基準」・実施体制の整備に関する審議

産業医による面接指導 受診の勧奨

支援策の強化

- ① 地域産業保健センターにおいて小規模事業場に対して面接指導を実施
- ② 産業医に対して面接指導に関する研修を実施
- ③ 面接指導マニュアルを産業医に配布
- ④ 産業医等の登録・紹介システムの構築

三. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係

事業場ごとの災害率による保険料の調整幅の最高限度を、有期事業について40%（現行35%）に拡大することとした。（第20条第1項）

四. 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正関係

- 1 題名を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に改めることとした。（題名関係）
- 2 法の目的を「我が国における労働時間等の現状及び動向にかんがみ、労働時間等設定改善指針を策定するとともに、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別な措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もって労働者の健

康で充実した生活の実現と国民経済の健全な発展に資すること」に改めることとした。(第1条関係)

(省略)

- 3 「労働時間短縮推進委員会」を「労働時間等設定改善委員会」に改め、労働時間等設定改善委員会における決議について、従前と同様に労使協定に代えることができること等とするとともに、一定の要件に適合する労働安全衛生法に規定する衛生委員会(同法に

規定する安全衛生委員会を含む。)を労働時間等設定改善委員会とみなすことができること等とすることとした。(第7条関係)

(以下省略)

- 五. この法律は、平成18年4月1日から施行することとした。ただし、一の4は平成18年12月1日から施行することとした。

II 医師による面接指導等

労働安全衛生法

(面接指導等)

第66条の8

事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。)を行わなければならない。

- 2 労働者は、前項の規定により事業者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。
- 3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び前項ただし書きの規定による面接指導の結果を記録しておかなければならない。
- 4 事業者は、第一項又は第二項ただし書きに規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。
- 5 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

第66条の9

事業者は、前条第一項の規定により面接指導を行う労働者以外の労働者であって健康への配慮が必要なものについては、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

現在まだ政・省令の改正がなされておきませんが、法の施行期日が平成18年4月1日ですから、近々改正がなされるものと思います。

平成16年12月27日の労働政策審議会が建議した「今後の労働安全衛生対策について」によると、過重労働・メンタルヘルス対策の方向を次のとおり打ち出しています。

(1) 過重労働による健康障害防止対策の方向

ア 事業者は、1週当たり40時間を超えて行う労働が1月当たりで100時間を超え、疲労の蓄積が認められる者であって、面接指導に係る申し出を行った者に対し、医師による面接指導を行うとともに、その結果に応じた措置を講じなければならないこと。ただし、前1月以内に医療機関において脳・心臓疾患に係る診察を受けている労働者であって診察結果等から健康上問題がないと医師が認めた労働者等は、面接指導を行わないこととする。

イ 労働者は事業者が行う面接指導を受けなければならないこと。ただし、事業者の指定した医師による面接指導を希望しない場合、他の医師による面接指導を受け、その結果を事業者に提出できるようにすること。

ウ アの面接指導を受けない労働者であっても、事業者は、長時間にわたる労働により疲労の蓄積が認められ又は労働者自身が健康に不安を感じた労働者であって申し出を行った労働者及び事業場で定めた基準に該当する労働者に対して、面接指導に準ずる措置等必要な措置を行うよう努めることとする。

エ 過重労働による健康障害防止対策を衛生委員会の調査審議事項として追加すること。

オ 産業医は、必要があると認めるときは、労働者に対して、アの面接指導の申し出を行うよう勧奨できることを明らかにすること。

カ 面接指導を適切に実施することが可能な産業医等の確保を図るとともに、中小企業について地域産業保健センターの活用促進を図ること。

(2) メンタルヘルス対策の方向

ア (1)の面接指導において、メンタルヘルス面にも留意すること。

イ 「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」の内容を踏まえながら、事業場におけるメンタルヘルス対策の適切かつ有効な実施を図るため、メンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備、外部機関の活用等について、法律に基づく指針で示すこと。

ウ メンタルヘルス対策を衛生委員会の調査審議事項として追加すること。

エ メンタルヘルス対策が適切に実施されるよう、産業医等の確保、中小企業における地域産業保健センターの活用促進を図ること。

政・省令の改正は上記建議の対策の方向を踏まえながらなされるものと思われます。

当センターでは、改正法の内容を盛り込んだ「過重労働対策」、「面接指導の手法」、「メンタルヘルス対策」等の研修を2月以降実施することとしています。大勢の受講をお待ちしています。



日本産業精神保健学会

(社)日本精神保健福祉連盟常務理事
日本産業精神保健学会常任理事 大西 守

日本産業精神保健学会は産業精神保健研究会を母胎として1993年11月に設立された。初代理事長は故加藤正明先生で、現理事長は北里大学名誉教授の高田勗先生である。会員数は約850名で、精神科医にとどまらず精神科以外の産業医、産業看護職、心理職、カウンセラーなど多職種が集まった学際的な学会である。

わが国の産業精神保健の歴史は意外に古く、例えば大正12年に鉄道省職員に外傷性神経症が多発したことから、井村鉄道病院長を委員長とする鉄道省外傷性神経症対策委員会が設置されている。また、昭和19年には青年徴用工の間に神経症や非行が頻発したことから、内村委員長らによる調査と結果報告がなされている。

とはいえ、原則的には職場の健康管理といえは戦前からの結核対策に始まり、戦後も生活習慣病やがんなど身体疾患の検診や対策が主流だったといえ、本格的に職場のメンタルヘルスに注意が払われるようになったのはここ10数年といったところで、その歴史は浅いといわざるを得ない。

そのためか、日本の企業・組織で展開されるメンタルヘルス活動の目的とポリシーが今一つ明確化されていない。例えば、リストラが進む職場において、メンタルな事由とはいえ戦力不足の労働者の存在について、周囲の労働者に対し明確な対応方針や雇用の公平性を示す必要がある。障害のある労働者に対し企業・組織の社会的責務があるのはいうまでもないが、周囲を含め職場全体の精神的健康を維持する責任も忘れてはならないからである。すなわち、個人の健康と集団の健康とのバランス感覚といえよう。

そのため、当学会は研究会時代よりいかに日本の職場に即した産業精神保健学を育成することが大きな目標として掲げられた。また、産業保健活動は職場での日々の実践活動の積み重ねであることから、専門性と実践性というややもすれば相反する大きな理念の共存可能性の追求でもあった。

当学会の具体的な活動内容としては、学術総会の開催(年1回)、学会誌「産業精神保健」の発行(年4回)、関係者向けの教育研修会(年2回)、日本ストレス学会との共同シンポジウムの開催(年1回)、厚生労働省などからの委託研究などがあげられる。

また、出版活動も活発で、1999年に「産業精神保健ハンドブック」(中山書店、後に沖永賞を受賞)、2000年に「職場におけるメンタルヘルス対策」(労働調査会)、2005年に「メンタルヘルスと職場復帰支援ガイドブック」(中山書店)などを時々の労働施策と連動しながら刊行している。

そして、2000年より初代理事長を記念する加藤賞が設立され、毎年若手研究者・実践者を表彰している。さらに、2003年より産業精神保健専門職制度が始まり、産業精神保健・産業精神医学に関

する専門性を確保・維持する体制が整った。

先述したように、日本の職場のメンタルヘルス活動は多くの混乱が認められ、一種のカオスを呈している。職場でリストラが進んでいるにもかかわらず、依然として上司など職場関係者が「かわいそうだから」といった情緒面で判断したり対応する傾向が根強いからである。

また、これも指摘しにくい事柄だが、産業精神保健領域において精神科産業医とサイコセラピストやカウンセラーと仲が悪いことが実に多い。おそらく、職場のメンタルヘルス活動への関わりとしてコメディカルの歴史が長く、精神科産業医が新参者であることが少なくないこと、事例への理解やアプローチ方法に相容れない部分があるためだろう。

しかしながら、厳しい状況にある産業精神保健の現場において、関係者間の有機的な連携や学際的な対応が不可欠なのは言うまでもなく、本学会での多職種間のフレンドリーな雰囲気に参加していただければ、こうした無用な軋轢が氷解するものと確信している。多くの入会を期待したい。

日本産業精神保健学会ホームページ
<http://jsomh.umin.jp/>

日本産業精神保健学会
Japan Society for Occupational Mental Health

HOME 活動案内
HOME 学会概要

最新情報

第13回 日本産業メンターマ 会期 2008年 課題申込受付中

平成17年度第1回 平成17年12月10日 (2005.11.11) 会報誌「産業精神バックナンバー」

第12回 日本産業精神保健学会 次回の大会につき (2005.8.1更新)

日本産業精神保健学会
Japan Society for Occupational Mental Health

HOME 活動案内 学会雑誌

【学会会則】

第1条 本会は日本産業精神保健学会 Japanese Society For Occupational Mental Health (JSOMH) と称する。

第2条 本会は、産業精神保健に関する学術研究ならびに研修を行い、会員相互の親睦を図り、もって勤労者の精神保健の増進・増進に寄与することを目的とする。

第3条 本会の事務局を設置する。

第4条 本会は、その目的達成の為、以下の活動を行う。

1. 学術講演会の開催
2. 機関誌の発行
3. 産業精神保健に関する調査研究
4. 産業精神保健に関する講習会
5. その他本会の目的達成のために必要な事業

第5条 本会の会員は以下の通りとする。

1. 正会員…本会の会則に賛同し、年会費を納めるもの
2. 名譽会員…本会の目的達成のため、著しい功績のあった者に対し総会の議決を経て推薦する
3. 賛助会員…本会の会則に賛同し、寄付金、または賛助会費を納める個人、団体および法人

【健学会大会のお知らせ(第2報)】

「組織・社会～その架け橋を求めて～」とし、労働者・企業向けで賛げ止める方策を提案したいと考えております。ご賛助のご参加をお願い申し上げます。

会長 中村 賢

【「社会～その架け橋を求めて～」】

期：3日(土)

場：(東京都千代田区千代田) 新大塚駅(南北線・半蔵門線・有楽町線)徒歩4分
地下鉄新大塚駅(有楽町線)徒歩4分

【産衛生学部長教授】

(北里大学大学院医歯学系研究科)
[後援] (北里大学医歯学系産衛生学系) 産衛生学系
〒115-8511 北里大学医歯学系産衛生学系
05 Fax: 042-778-996
otasato-u.ac.jp (0-111(9) : 5770-1)

【連絡名は正会員に限り、月20日
発表者及び連絡名とそれぞれの所属、抄録本文を
した抄録を大会事務局までe-mailにてお送り下さい。
Eでの送付が適切でない場合には事務局までご連絡下さい。
E. A 4用紙1枚とし、その大きさをダイレクタ印刷し

研修案内

平成18年2月～平成18年4月

各種研修共通事項

17年度のメンタルヘルスのシリーズは、受講する順番に関係なく、同一レベル内の①～④全て受講されると修了証を発行いたします。また、16年度実施分の①～④の中で、未受講の研修がある方は、17年度で該当している研修を受講されると、修了証を発行いたします。なお、参考図書は以下のAとBです。当センターでは、参考図書の販売は行っておりませんので、ご希望の方は書店でお買い求めください。

参考図書A 働く人の心の健康づくり - 指針と解説 - 中央労働災害防止協会 ¥2,520-

参考図書B 自殺予防マニュアル 一般医療機関におけるうつ状態・うつ病の早期発見とその対応 明石書店 ¥840-

当センターが主催する研修会は、すべて無料で受講できます。

また、産業保健活動に携わる皆様へ専門スタッフ(産業保健相談員)による窓口相談や

産業保健に関する図書・ビデオ等の貸し出しを無料で行っております。

認定産業医研修 (基礎研修は実施していません。認定証をお持ちの産業医のみが対象の研修です。)

研修コード	月日	時間	テーマ	講師	単位	定員
9102031	2月17日(金)	13:30～16:00	過重労働対策の進め方、医師による面接指導の手法 11/6、1/29に産業医学振興財団・東京都医師会が実施した内容の研修です。	角田 透	生涯・更新2.5 申請中	60
9102032	2月22日(水)	13:30～16:00	過重労働対策の進め方、医師による面接指導の手法 11/6、1/29に産業医学振興財団・東京都医師会が実施した内容の研修です。	竹田 透	生涯・更新2.5 申請中	60
9102033	2月25日(土)	13:30～16:30	作業環境測定方法 ※前回受講できなかった方のために再度開催いたします。	岩崎 毅 市川 英一	生涯・実地3 申請中	24
9102034	3月2日(木)	13:30～16:00	過重労働対策の進め方、医師による面接指導の手法 11/6、1/29に産業医学振興財団・東京都医師会が実施した内容の研修です。	北條 稔	生涯・更新2.5 申請中	60
9102035	3月17日(金)	13:30～16:00	過重労働対策の進め方、医師による面接指導の手法 11/6、1/29に産業医学振興財団・東京都医師会が実施した内容の研修です。	角田 透	生涯・更新2.5 申請中	60
9102036	3月22日(水)	14:30～16:30	メンタルヘルス対策の進め方 11/6、1/29に産業医学振興財団・東京都医師会が実施した内容の研修です。	桂川 修一	生涯・更新2 申請中	60
9103001	4月15日(土)	13:30～16:30	作業環境測定方法 ※前回受講できなかった方のために再度開催いたします。	岩崎 毅 市川 英一	生涯・実地3 申請中	24
9103002	4月24日(月)	14:30～16:30	メンタルヘルス対策の進め方 11/6、1/29に産業医学振興財団・東京都医師会が実施した内容の研修です。	長尾 博司	生涯・更新2 申請中	60

保健師・看護師研修（実力アップコース単位認定）※産業看護基礎コース・短縮Nコース未修了者でも受講可。

研修コード	月日	時間	テーマ	講師	単位	定員
9202048	2月6日(月)	13:15～15:15	過重労働による健康障害防止～関係法令・通達～ ※前回受講できなかった方のために再度開催いたします。	石塚 宏	申請中	60
9202049		15:30～17:30	過重労働による健康障害防止～エビデンス・具体的措置事例～ ※前回受講できなかった方のために再度開催いたします。	内田 和彦	申請中	60
9202050	2月27日(月)	14:30～16:30	心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援 ～事業場の職場復帰支援プログラムを策定するために～	長尾 博司	申請中	60
9203001	4月10日(月)	14:30～16:30	どう防ぐ？どう取り組む？メタボリックシンドローム！ ～職域における効果的支援とは？～	齊藤 照代	申請中	60
9203002	4月18日(火)	13:15～15:15	過重労働による健康障害防止～関係法令・通達～ ※前回受講できなかった方のために再度開催いたします。	石塚 宏	申請中	60
9203003		15:30～17:30	過重労働による健康障害防止～エビデンス・具体的措置事例～ ※前回受講できなかった方のために再度開催いたします。	香川 順	申請中	60
9203004	4月25日(火)	13:15～15:15	アルコール依存症 ※前回受講できなかった方のために再度開催いたします。	山田 智子	申請中	60
9203005		15:30～17:30	職場とアルコール健康障害 ※前回受講できなかった方のために再度開催いたします。	貞永 嘉久	申請中	60



研修案内

人事・労務・衛生管理者研修

研修コード	月日	時間	テーマ	講師	定員
9502053	2月13日(月)	14:30～16:30	新入社員のためのメンタルヘルス ※新入社員教育をおこなう方のために開催します。	岩船 展子	40
9502054	3月9日(木)	14:30～16:30	派遣労働者の健康管理 ～派遣元、派遣先の安全配慮義務を含む～	加藤 雅治	60
9502055	3月13日(月)	13:15～15:15	①メンタルヘルス関係法令・判例・概論(初級) ※16年度に実施した研修と一部内容が異なります。	石塚 宏	60
9502056		15:30～17:30	②メンタルヘルス指針・健常者に対する対応・体制づくり等(初級) ※前回受講できなかった方のために再度開催いたします。	森崎 美奈子	60
9502057	3月15日(水)	14:30～16:30	④うつ予防対策・自殺予防対策(初級) ※前回受講できなかった方のために再度開催いたします。	越川 法子	60
9502058	3月23日(木)	14:30～16:30	③メンタルヘルス指針・非健常者に対する対応・復職判定等(初級) ※前回受講できなかった方のために再度開催いたします。	大西 守	60
9502059	3月28日(火)	14:30～16:30	アスベスト(石綿)の有害性と新規則について ～7月1日施行の石綿障害予防規則を含む～	野田 一雄	60
9503001	4月13日(木)	14:30～16:30	個人情報保護法と健康情報の取り扱い ～施行1年間の検証を含む～	加藤 雅治	60

AED研修(対象者を限定しない実地研修です。) ◆※単位等の取得はできません。

研修コード	月日	時間	テーマ	講師	定員
9502060	3月10日(金)	13:30～16:30	AED研修～自動体外式除細動器を用いた救急蘇生法～ ※実技をおこないますので、動きやすい服装でご参加ください。	伊集院 一成	30

各種研修共通申込書

● 利用者カードをお持ちの方

利用者カード番号		(5ケタ)
----------	--	-------

フリガナ	
受講者氏名	

1. 研修コード		(7ケタ)
2. 研修コード		(7ケタ)
3. 研修コード		(7ケタ)
4. 研修コード		(7ケタ)
5. 研修コード		(7ケタ)
6. 研修コード		(7ケタ)
7. 研修コード		(7ケタ)
8. 研修コード		(7ケタ)
9. 研修コード		(7ケタ)
10. 研修コード		(7ケタ)

定員状況等の連絡先

TEL	-	-
FAX	-	-
E-mail		

下記の利用規約を了承し、同意のもと申し込みます。

● 利用者カードをお持ちでない方

フリガナ	
受講者氏名	
生年月日	(例：1966/11/28)
職 種	産業医・保健師・看護師・事業主 人事管理者・労務管理者・衛生管理者 労働者・その他（ ）
認定書番号（産業医）	(7ケタ)
事業所名（医療機関名）	
所属部課（所属医師会）	
所在地	〒□□□□-□□□□
TEL	- -
FAX	- -
E-mail	
1. 研修コード	(7ケタ)
2. 研修コード	(7ケタ)
3. 研修コード	(7ケタ)
4. 研修コード	(7ケタ)
5. 研修コード	(7ケタ)

下記の利用規約を了承し、同意のもと申し込みます。

利 用 規 約

1. 研修受付は、休日を除く毎日AM 9:00～PM 5:00となります。
2. 研修は無料です。定員に達した場合、お断りすることがあります。受講票は発行いたしておりません。（こちらから連絡がない場合は受講できます。）
3. 研修の受付は、利用者カードをご提示下さい。
4. 産業看護職継続教育手帳又は第一・二種衛生管理者免許をお持ちの方は、利用者カードとの両方をご提示下さい。
5. 研修を皆様にご利用いただくため、1社で数名参加の場合、人数を制限することがございます。
6. お申し込み本人以外（代理）の申請及び受講は、キャンセル待ち優先のため、お断りいたします。
7. 研修のお申し込みをキャンセルする場合、必ず事前にご連絡ください。
8. 研修室での写真・ビデオ撮影やWebカメラの公開に伴う肖像権等について許諾願います。
9. 研修資料は参加された方のみ配布しております。（研修資料がない場合を除く）
10. 研修において遅刻・外出・早退の場合、単位が取得できません。
11. 控えを保存しないことによるお問い合わせは、ご容赦願います。
12. 研修室のお持ち込みはペットボトルのみです。容器はお持ち帰り願います。
13. 駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用下さい。

※この用紙に記載された貴方の個人情報は研修申込以外に使用いたしません。

深夜業に従事する皆様へ
自発的健康診断受診支援助成金のご案内

深夜も頑張るあなたが、
明日も元気でいられるように。

深夜業務の方のための助成金があります。

ご存じですか？ 健康診断費の $\frac{3}{4}$ が助成されます。

仕事が一生懸命がんばれるのは、元気な身体があつてこそ。
深夜労働は、昼間の仕事に比べて身体への負担も大きくなりがち。
疲れが気になったら、早めに健康診断を受けましょう。

支給対象者

深夜業に従事した方

勤務した時間の一部が
午後10時から翌日の
午前5時にかかる方も
含まれます。

① 常時使用される労働者

② 自発的健康診断を受診する日前6ヶ月の間に
1ヶ月当たり4回以上（過去6ヶ月で合計24回以上）
深夜業務に従事した方

助成金額

健康診断に要した費用（消費税も
含む）の3/4に相当する額

上限 7,500円

※自発的健康診断とは、事業主の行う定期健康診断以外に労働者
個人の意志で受ける健康診断をいいます。
※人間ドックにもご利用できません。
※助成は、各年度につき1回に限ります。
※国の直営事業・官公署の事業等の労働保険非適用事業に勤務す
る労働者は対象となりません。

JOHACの健康診断で 安心できる海外赴任を



● 海外赴任者と家族への健康管理

健康診断(赴任前、中、後)、小児科健診、婦人科健診、メンタルヘルスカウンセリング、栄養指導 等

● 海外赴任者の予防接種

赴任者及び家族の方を対象に、A・B型肝炎、破傷風、狂犬病 等の予防接種の実施。

● Eメール、FAXによる医療健康相談

海外赴任前から帰国までをカバーします。

FAX [81] (45) 474-6098

メールアドレス、書式などの詳細は下記ホームページをご覧ください。

ホームページ

海外医療・海外感染症・予防接種などの情報がわかります。

<http://www.johac.rofuku.go.jp>



Japan Labour Health and Welfare Organization

JOHAC

Japan Overseas Health Administration Center

お問い合わせ・お申し込み先



独立行政法人 労働者健康福祉機構

海外勤務健康管理センター

〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211
TEL. 045-474-6003 FAX. 045-474-6099

編集後記

新年明けましておめでとうございます。

皆様には引き続き東京産業保健推進センターのご利用を、どうぞ宜しくお願いいたします。

また、明るい話題がだんだんと少なくなった昨今ではありますが、年の初めに抱く希望感は無くしたくないものです。

さて、本誌でもご案内しておりますが、きたる2月8

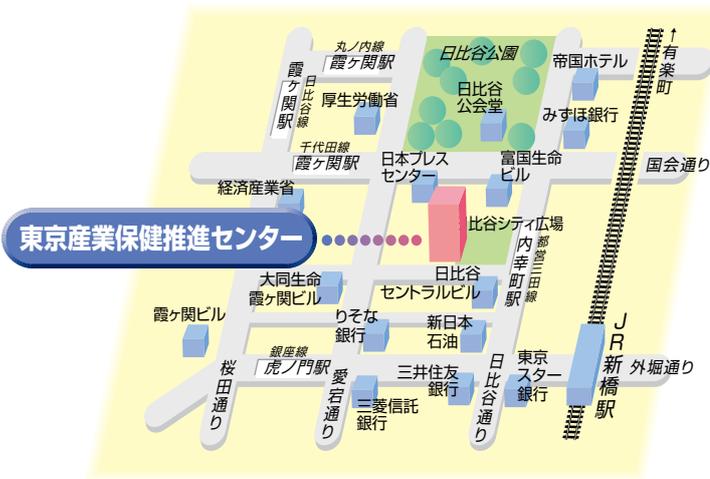
日に「産業保健フォーラム IN TOKYO 2006」を九段会館で開催します。参加費は無料ですので、是非お出かけ下さい。

最後に、皆様にとりまして、新しい一年が幸多き年でありませう、そして皆様の産業保健活動がより一層推進されますよう、心よりお祈り申し上げます。

(業務課長 白神 常雄)

産業保健情報誌「東京さんぽ21」平成18年1月28号

編集・発行:独立行政法人 労働者健康福祉機構 東京産業保健推進センター



No.28

交通機関

- 都営三田線(内幸町駅/日比谷より改札 A6 出口)
- 東京メトロ千代田線(霞ヶ関駅/内幸町口 C4 出口)
- 東京メトロ丸ノ内線(霞ヶ関駅/銀座より改札 B2 出口)
- 東京メトロ銀座線(虎ノ門駅/新橋より改札 9 出口)
- 東京メトロ日比谷線(霞ヶ関駅/内幸町口 C4 出口)
- JR線(新橋駅/日比谷口)

ご利用いただける日時

- 休日を除く毎日 午前9時～午後5時
- 休日/毎週土・日曜日、祝祭日、年末年始



独立行政法人 労働者健康福祉機構

東京産業保健推進センター

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル3F

Tel: 03-3519-2110 Fax: 03-3519-2114

IP Phone: 050-7506-8507

(Eメール) information@sanpo13.jp

(ホームページ) <http://www.sanpo13.jp/>

- 事業内容、その他の詳細につきましては、当推進センターまでお問い合わせ下さい。

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています